

城東区地域貢献企業団体 規約

第1章 総則

第1条(名称)

本団体は、「大阪市城東区地域貢献企業団体」(以下「本団体」という。)と称する。

第2条(目的)

本団体は、地域貢献に意欲を持つ企業が連携し、城東区内の地域課題解決やまちづくり活動に積極的に関与することを目的とする。

第3条(活動内容)

本団体は、前条の目的を達成するため、以下の活動を行う。

1. 地域団体・行政機関との連携・協働
2. 地域イベント・活動への参画・支援
3. CSR(企業の社会的責任)に関する情報共有・勉強会
4. 地域課題に対する提案・企画の実施
5. その他、本団体の目的に資する活動

第2章 会員

第4条(会員資格)

本団体の趣旨に賛同する、城東区内に事業所を有する企業または地域貢献活動を行う企業を会員とする。

第5条(入会)

1. 入会を希望する企業は、所定の申込書を提出し、代表の承認を受けなければならない。
2. 入会金・年会費については、無料とする。

第6条(退会)

会員は、退会意思の通告または退会届を提出することで随時退会することができる。

第3章 役員・組織

第7条（運営・代表）

本団体の代表は城東区まちづくりセンターが務める。

代表が代表変更を申出た時は会員の中から出席会員の過半数の賛成をもって代表・役員を選任する。

代表 1名

副代表 若干名

第8条（代表の任期）

代表の任期は1年とし、再任を妨げない。

第4章 会議

第9条（総会）

1. 総会は年1回開催し、活動報告・計画、予算・決算、規約の変更などを審議・決定する。
2. 臨時総会は、代表または会員の3分の1以上の請求により開催できる。

第10条（運営会議）

必要に応じて、代表の招集により運営会議を開催する。

第5章 財務

第11条（財源）

本団体の財源は、以下によって構成される。

1. 補助金・助成金
2. 寄附金
3. その他の収入

第12条（会計年度）

本団体の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第6章 附則

第13条(規約の変更)

本規約の変更は、総会において出席会員の過半数の賛成をもって行う。

第14条(解散)

本団体の解散は、総会において会員の3分の2以上の賛成をもって決定する。